○国立大学法人埼玉大学研究機構研究推進室規程

［平成24年６月21日
規　則　第　２　２　号］

改正　平成26．3.20　25規則35　平成29．3.28　28規則37
令和４．3.17　３規則41　令和６．2.15　５規則48

（趣旨）

第１条　この規程は、国立大学法人埼玉大学研究機構規程第４条第２項の規定に基づき、研究推進室に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　研究推進室は、本学における研究戦略の推進を行うことを目的とする。

（組織）

第３条　研究推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究機構長（以下「機構長」という。）

(2) 研究機構副機構長（研究推進担当）（以下「副機構長」という。）

(3) 本学の教職員のうちから、機構長が指名する者

(4) その他機構長が必要と認めた者

２　研究推進室に、研究推進室の教育・研究担当を命ぜられた教員及び特任教員を置くことができる。

（業務）

第４条　研究推進室においては、次に掲げる業務を行う。

(1) 本学における研究戦略の推進

(2) プロジェクト研究の推進

(3) テニュアトラック制の推進

(4) 競争的資金獲得の推進

(5) その他研究に関し必要な事項

（研究推進室長及び会議）

第５条　研究推進室に室長を置き、副機構長をもって充てる。

２　室長は、室を主催する。

３　室長は、室員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務）

第６条　研究推進室の事務は、研究・連携推進部研究推進・国際連携課において処理する。

（雑則）

第７条　この規程に定めるもののほか、研究推進室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成24年６月21日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

附　則（平成26．3.20　25規則35）

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成29．3.28　28規則37）

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和４．3.17　３規則41）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６．2.15　５規則48）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。